

知多市告示第 1 1 2 号

知多市新規就農者確保緊急円滑化対策支援事業（初期投資促進事業）補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 6 月 2 9 日

知多市長 伊 藤 清一郎

知多市新規就農者確保緊急円滑化対策支援事業（初期投資促進事業）
補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 知多市新規就農者確保緊急円滑化対策支援事業（初期投資促進事業）補助金（以下「補助金」という。）は、次世代を担う農業者の育成及び確保を目的として、農業への人材の定着を図るため、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和 5 年 1 2 月 1 日付け 5 経営第 2 0 1 6 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定める要件を満たす交付対象者に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、実施要綱及び知多市補助金等交付規則（平成 4 年知多市規則第 2 1 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業）

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業は、実施要綱別記 2 第 5 II の 2 に規定する事業とする。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付対象者は、実施要綱別記 2 第 5 II の 1 に定める要件を満たす者とする。

（補助対象経費）

第 4 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、実施要綱別記 2 第 5 II の 2 に規定する事業に必要なものとする。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費に 4 分の 3 を乗じて得た額（整備等の内容ご

とにそれぞれ 1, 000 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額) 以内とする。ただし、補助対象経費の上限額は次のとおりとする。

(1) 1, 000 万円。ただし、実施要綱別記 1 の経営開始支援資金又は新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 の経営開始資金の交付対象者の場合は、500 万円とする。

(2) 夫婦で農業経営を開始し、次の要件を満たす場合は、夫婦合わせて前号の額に 1.5 を乗じて得た額

ア 家族経営協定を締結しており、かつ、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

イ 主要な経営資産を夫婦でともに所有し、又は借りていること。

ウ 夫婦ともに目標地図に位置付けられた者等（実施要綱別記 2 第 5 II の 1（6）に規定する者をいう。次号において同じ。）となること。

(3) 複数の青年就農者が法人を設立し、共同経営する場合であって、実施要綱別記 2 第 5 II の 1（1）の要件を満たす者（当該法人が目標地図に位置付けられた者等に限る。）については、経営開始支援資金又は経営開始資金の交付を受ける者にあつては 500 万円、受けない者にあつては 1, 000 万円（当該法人に夫婦を含む場合は、当該夫婦について、経営開始支援資金又は経営開始資金の交付を受ける場合は 750 万円、受けない場合は 1, 500 万円）を合算した額又は 2, 000 万円のいずれか低い額を上限額とする。なお、事業実施年度の前年度より前に経営開始している農業者が法人の役員に 1 名でも存在する場合は、交付の対象外とする。

（初期投資促進事業計画等の承認申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、知多市新規就農者確保緊急円滑化対策支援事業（初期投資促進事業）補助金初期投資促進事業計画等承認申請書（第 1 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（初期投資促進事業計画等の承認）

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、初期投資促進事業計画等の内容及び市が愛知県から承認を受けた実施要綱別記 2 第 9 の 2（3）に規定す

る市町村事業計画との整合性について審査し、承認した場合は、知多市新規就農者確保緊急円滑化対策支援事業（初期投資促進事業）補助金初期投資促進事業計画等承認通知書（第２号様式）により通知するものとする。

（初期投資促進事業計画等の変更申請）

第８条 前条の規定による承認を受けた者は、初期投資促進事業計画等に記載された取組を変更し、中止し、又は廃止する場合は、第１号様式により市長に計画の変更を申請しなければならない。

２ 前条の規定は、前項の規定による変更申請があった場合について準用する。

（交付の申請）

第９条 補助金の交付を受けようとする者は、実施要綱別記２第６の３に定める交付申請書（別紙様式第２号）を市長に提出しなければならない。

２ 前項の規定は、前条の規定による初期投資促進事業計画等の変更に伴い、補助金の交付申請の内容に変更が生じる場合について準用する。

（決定の通知）

第１０条 市長は、補助金の交付を決定したとき及びこれに条件を付けたときは、速やかに知多市新規就農者確保緊急円滑化対策支援事業（初期投資促進事業）補助金交付決定通知書（第３号様式）により、その決定の内容及びこれに付けた条件を申請者に通知するものとする。

２ 市長は、前条第２項の規定による申請内容の変更について、交付の決定を変更したとき及びこれに条件を付けたときは、速やかに知多市新規就農者確保緊急円滑化対策支援事業（初期投資促進事業）補助金変更交付決定通知書（第４号様式）により、その変更交付決定の内容及びこれに付けた条件を申請者に通知するものとする。

（事業着手）

第１１条 事業着手は、原則として前条の決定の通知後に行うものとするが、やむを得ない事情により、当該交付の決定を受ける前に本事業に着手をする必要がある場合は、その理由を具体的に明記した知多市新規就農者確保緊急円滑化対策支援事業（初期投資促進事業）補助金交付決定前着手届（第５号様式）を補助事業の着手前に市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月5日までのいずれか早い期日までに、知多市新規就農者確保緊急円滑化対策支援事業（初期投資促進事業）補助金実績報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(額の確定等)

第13条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、知多市新規就農者確保緊急円滑化対策支援事業（初期投資促進事業）補助金確定通知書（第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(交付)

第14条 補助金は、額の確定後に交付する。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、知多市新規就農者確保緊急円滑化対策支援事業（初期投資促進事業）補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は交付決定に付けた条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記入したとき。
- (3) 補助対象者が暴力団員等であることが判明したとき。

(状況報告)

第16条 補助金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度まで、毎年7月末及び翌年1月末までにその直前の6か月（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）の就農状況を実施要綱別記2第6の5（1）に定める就農状況報告（別紙様式第4号）により市長に報告しなければならない。

2 受給者は、初期投資促進事業計画等に定めた交付期間内に、氏名、住所又は電

話番号を変更した場合は、変更後 1 月以内に実施要綱別記 2 第 6 の 5 (2) に定める住所等変更届（別紙様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

- 3 受給者は、実績報告後に就農する場合は、就農後 1 か月以内に実施要綱別記 2 第 6 の 5 (3) 就農届（別紙様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。ただし、実施要綱別記 1 第 6 の 1 (7) エの報告書を提出した場合は、当該報告書をもって提出したものとみなすことができる。

（整備した機械、施設等の管理運営等）

第 17 条 受給者は、整備した機械、施設等について、耐用年数に相当する期間に準じて処分制限期間を設定し、財産管理台帳を備え置くとともに、管理運営日誌又は利用簿を適宜作成し、整備及び保存しなければならない。

- 2 受給者は、処分制限期間内に実施要綱別記 2 第 8 の 8 (2)、(3) 又は (4) に該当する事項が発生した場合は、速やかに適切な手続及び市長への報告を行わなければならない。

（委任）

第 18 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（失効）

- 2 この要綱は、令和 12 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に補助金の交付の決定を受けた補助事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

知多市新規就農者確保緊急円滑化対策支援事業（初期投資促進事業）

補助金初期投資促進事業計画等承認申請書

年 月 日

知 多 市 長 様

申請者 住 所

氏 名

（生年月日 年 月 日 歳）

初期投資促進事業計画等の承認（変更）を受けたいので、知多市新規就農者確保緊急円滑化対策支援事業（初期投資促進事業）補助金交付要綱第 6 条（第 8 条第 1 項）の規定により申請します。

なお、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和 5 年 1 2 月 1 日付け 5 経営第 2 0 1 6 号農林水産事務次官依命通知）の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

添付書類

- 1 青年等就農計画（本市にて認定を受けた、農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 4 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画）
- 2 新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱別記 2 第 5 II の 1（4）に定める初期投資促進事業申請追加資料（別紙様式第 1 号－ 2）

第2号様式（第7条関係）

知多市新規就農者確保緊急円滑化対策支援事業（初期投資促進事業）

補助金初期投資促進事業計画等承認通知書

知 発第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付で（変更）承認申請のあった初期投資促進事業計画等については、承認しましたので、知多市新規就農者確保緊急円滑化対策支援事業（初期投資促進事業）補助金交付要綱第7条（第8条第2項）の規定により通知します。

第3号様式（第10条関係）

知多市新規就農者確保緊急円滑化対策支援事業（初期投資促進事業）

補助金交付決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付けで交付申請のあったことについては、下記のとおり
交付決定したので、知多市新規就農者確保緊急円滑化対策支援事業（初期投資促進
事業）補助金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定金額 金 円

2 交付条件

- (1) 申請用途以外の目的に使用しないこと。
- (2) 国の会計検査、県又は市の監査等を求められたときは、関係書類を提示すること。
- (3) 交付時期 事業完了後

第4号様式（第10条関係）

知多市新規就農者確保緊急円滑化対策支援事業（初期投資促進事業）

補助金変更交付決定通知書

知多市 指令 第 号
年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日付けで変更交付申請のあったことについては、
年 月 日付け知多市 指令 第 号で通知した交付決定について下記
のとおり変更決定したので、知多市新規就農者確保緊急円滑化対策支援事業（初期
投資促進事業）補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

1 変更後の交付決定金額 金 円

2 交付条件

- (1) 申請用途以外の目的に使用しないこと。
- (2) 国の会計検査、県又は市の監査等を求められたときは、関係書類を提示すること。
- (3) 交付時期 事業完了後

第5号様式（第11条関係）

知多市新規就農者確保緊急円滑化対策支援事業（初期投資促進事業）

補助金交付決定前着手届

年 月 日

知 多 市 長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

初期投資促進事業計画に基づく事業について、交付決定前に着手したいので、知多市新規就農者確保緊急円滑化対策支援事業（初期投資促進事業）補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり交付決定前着手届を提出します。

記

整 備 内 容	
総 事 業 費	円
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
交付決定前着工の理由	
誓 約 事 項	1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担します。 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議はありません。 3 当該事業については、着工から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行いません。

第6号様式（第12条関係）

知多市新規就農者確保緊急円滑化対策支援事業（初期投資促進事業）

補助金実績報告書

年 月 日

知 多 市 長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、知多市新規就農者確保緊急円滑化対策支援事業（初期投資促進事業）補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業に要した経費 (A+B+C+D)	負担区分				備考
	国庫 助成金 (A)	都道府県 負担額 (B)	その他 (C)	自己負担 (D)	
円	円	円	円	円	

※ 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

第7号様式（第13条関係）

知多市新規就農者確保緊急円滑化対策支援事業（初期投資促進事業）

補助金確定通知書

知 発第 号

年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日付で実績報告のあった補助事業については、下記のとおり補助金の額を確定したので、知多市新規就農者確保緊急円滑化対策支援事業（初期投資促進事業）補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

交付決定額	円
交付確定額	円

第 8 号様式（第 1 4 条関係）

知多市新規就農者確保緊急円滑化対策支援事業（初期投資促進事業）

補助金交付請求書

年 月 日

知 多 市 長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け知 発第 号で補助金額の確定を受けた補助事業について、知多市新規就農者確保緊急円滑化対策支援事業（初期投資促進事業）補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、次のとおり請求します。

請 求 金 額					円
交 付 確 定 額					円
振 込 口 座	金融機関名				
	店 名				
	預 金 種 別		口 座 番 号		
	フリガナ				
	口座名義人				